

# バーゼルⅡ 第2の柱(金融機関の自己管理と監督上の検証)の実施に伴う監督指針の改正について(概要)

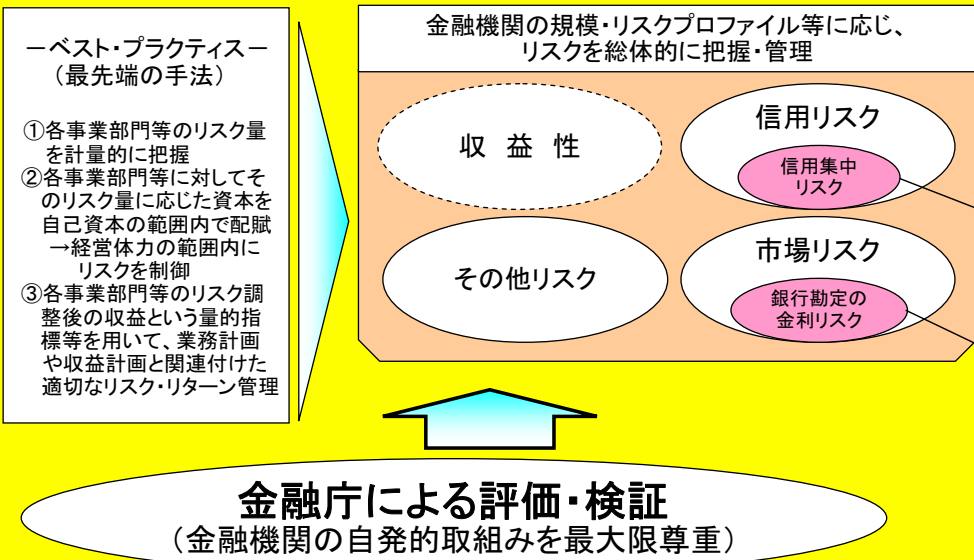
○バーゼル銀行監督委員会『自己資本の測定と基準に関する国際的統一化～改訂された枠組』(2004年6月)  
「第2の柱」において、銀行の自発的なリスク管理と監督当局の措置等についての4原則を明示。

○『バーゼルⅡ 第2の柱(金融機関の自己管理と監督上の検証)の実施方針について』(平成17年11月22日、金融庁公表)  
バーゼルⅡ 第2の柱についての金融庁の対応をあらかじめ公表 → 18年3月、その内容を主要行等及び中小・地域金融機関向けの監督指針に盛り込む改正

## (1) 統合リスク管理・統合的なリスク管理の態勢の評価

17年10月: 主要行等向けの監督指針策定、18年3月: 中小・地域金融機関向けの監督指針改正

### 主要行等の統合リスク管理・中小・地域金融機関の統合的なリスク管理の態勢 —金融機関の「自己管理型」リスク管理—



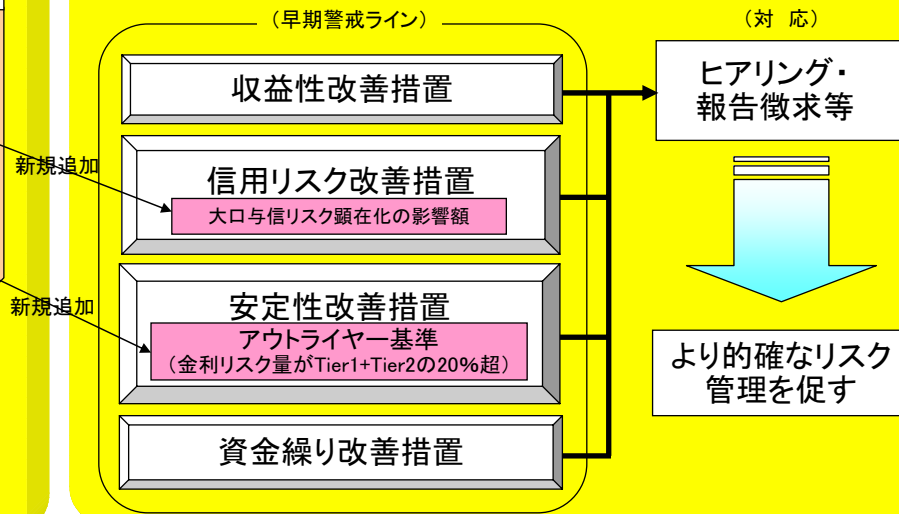
### 中小・地域金融機関への対応

中小・地域金融機関のうち、規模やリスク・プロファイル等に鑑みて直ちに高いレベルの統合的なリスク管理を求めることが適当でない金融機関には、原則として早期警戒制度に基づく対応を基本とし、その規模、抱えるリスク等に応じ、必要な場合に、適切なレベルの統合的なリスク管理態勢に向けた取組みを促すこととする。

## (2) 早期警戒制度の活用

18年3月: 主要行等及び中小・地域金融機関向けの監督指針の改正  
18年4月: 「大口与信リスク顕在化の影響」について適用開始  
19年4月: 「アウトライヤー基準」について適用開始

### 早期警戒制度 —当局による補完的な対応—



### 金融市場等へ配慮

早期警戒ラインの基準に該当する場合でも経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、当局が直ちに経営改善を求めるものではない。  
改善が必要とされる場合でも、金融市場への影響や中小企業金融の動向等に十分配慮し、改善計画の方法や時期等が適切に選択されるよう特に留意。